

第 101 回安来市議会定例会 3 月定例会議

総務企画委員長報告

令和 5 年 3 月 22 日

去る 3 月 1 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案及び請願については、3 月 14 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第 38 号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 50 号 指定管理者の指定について

議第 51 号 指定管理者の指定の議決の一部変更について

議第 52 号 指定管理者の指定について

議第 53 号 指定管理者の指定の議決の一部変更について

議第 55 号 指定管理者の指定の議決の一部変更について

議第 56 号 指定管理者の指定の議決の一部変更について

議第 57 号 指定管理者の指定について

以上 8 件は、全て全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第 1 号 請願書は、全会一致で採択すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

はじめに、「議第 38 号」について、委員より、「建築主事業務手当に該当する職員は何人いるのか。また、会計年度任用職員にも該当者はいるのか」との質問に対し、執行部からは、「この手当に該当する建築基準適合判定資格者は、正規職員では 2 名いる。会計年度任用職員には現在該当者はいないが、有資格者があった場合を想定し、適用できるように附則を設けている」との答弁でした。

また、委員より、「この資格職は、いなくてはならない者か」との質問に対し、執行部からは、「政令指定都市等の大きい市は、必須だが、安来市レベルの市では、置くこ

とが「できる」というものである。住民サービスの観点から、有資格者を置く努力をしている。」との答弁でした。

次に、「議第 52 号」について、委員より「累積赤字についてはどのように解決するのか」との質問に対し、執行部からは、「財団として 2,000 万円を入れれば純資産が 300 万円以上残るのではないかという見込みにより、3 月補正で 2,000 万円を計上したところである」との答弁でした。

採決の結果「議第 38 号」「議第 50 号」「議第 51 号」「議第 52 号」「議第 53 号」「議第 55 号」「議第 56 号」「議第 57 号」の 8 件は全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第 1 号」では、現地視察を行い、状況を確認したうえで審査を行いました。

委員からは、「現在「スサノオ」で島根県からも支援を受けており、こういった部分は伸ばしていくべきだと思っている。この山の周辺が、今後開発の部分に当たると思うので、川に橋を架けて行き来ができるようにするのは、非常にいい構想だと思う」といった意見や、「既存の工業団地との一体的な発展のためには、この活用予定地は良いと思う」といった意見、更には「賛成ではあるが、橋を架けるだけでよいのか、それに伴う護岸改修が必要ではないのか、排水の問題はどうなるのか、どのような影響があるのか十分調査したうえで行う必要があると考える」といった意見がありました。

採決の結果、全会一致で「採択」と決しました。併せて、執行部にこの案件の経過並びに結果の報告を求めることといたしました。

以上、総務企画委員長報告といたします。